

新しい「防犯灯設置事業補助金制度」の概要

§ 1 補助対象と補助率

1 補助対象者

防犯灯を維持管理する地縁による団体（振興会、常会、防犯灯管理組合など）

●備考： 個人や企業が管理するものは、対象ではありません。

2 対象事業

- (1) 防犯灯新設事業 地域の公共的な安全を向上させるため、防犯灯を新たに設置する事業
- (2) 防犯灯移設事業 地域の環境の変化等のために防犯灯の効果が低くなった場合に、既存の防犯灯を、より効果的な異なる場所に移設する事業。ただし、補助金の交付を受けてから、1年以上経過していること。
- (3) 専用柱取替事業 防犯灯の専用柱が、老朽化等のために倒伏の恐れがある場合に、耐久性の高い新たな柱に取り替える事業。

●備考：上記以外の修繕や器具の取替、電気料金などの維持管理費は、対象ではありません。

3 交付要件

- (1) 設置し、又は移設する防犯灯が、一般の用に供する道路等に設置されるもので、防犯効果があり、公益性の高いものであること。
- (2) 補助金を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)が、防犯灯施設の維持管理を行うこと。
- (3) 市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)が、工事を施工すること。
- (4) 防犯灯相互の間隔は、概ね 50 メートル以上であること。ただし、見通しの悪い場所については、現地の状況を考慮すること。
- (5) 専用柱を設置し、又は移設する場合には、腐食の恐れが小さく耐久性の高い専用柱を使用すること。

4 補助金の割合

・・・次の額以内。いずれも 100 円未満切捨て。

- (1) 防犯灯新設事業・・・事業費の4分の3以内
(ただし、上限 25,000 円。専用柱を新設する場合は上限 60,000 円。)
- (2) 防犯灯移設事業・・・事業費の4分の3以内
(ただし、上限 20,000 円。
専用柱とともに移設する場合は上限 30,000 円。
専用柱を新設又は取り替える場合は上限 50,000 円。)
- (3) 専用柱取替事業・・・事業費の4分の3以内
(ただし、上限 50,000 円。)

例1：防犯灯2灯を電柱に新設する場合で、総事業費が63,000円だったとき

A 補助率による額： $63,000 \text{円} \times 3 / 4 \div 47,200 \text{円}$ （100円未満切捨て）

B 上限額： $25,000 \text{円} \times 2 \text{灯} = 50,000 \text{円}$

A<Bなので、補助金額は47,200円です。

例2：防犯灯の専用木柱1本を鋼管柱に取り替える場合で、総事業費が73,500円だったとき

A 補助率による額： $73,500 \text{円} \times 3 / 4 \div 55,100 \text{円}$ （100円未満切捨て）

B 上限額： $50,000 \text{円} \times 1 \text{本} = 50,000 \text{円}$

A>Bなので、補助金額は50,000円です。